

平成31年4月より契約時の課税事業者届出書の提出が不要になります

建設デザイン課

内子町発注の工事及び工事に係る業務委託の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務軽減のため、平成31年4月以降に当初契約する工事及び工事に係る業務委託より、免税事業者からのみ「免税事業者届出書」の提出を求め、課税事業者からの「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

※「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に届出書の提出漏れが無いようご注意ください。

	平成31年3月までに契約	平成31年4月以降に契約
課税事業者	必要 課税事業者届出書	不要 課税事業者届出書
免税事業者	必要 免税事業者届出書	必要 免税事業者届出書

免税事業者からの
免税事業者届出書の提出
は引き続き必要やけん！

